

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 29 日

堺市長 様

提出者

住 所 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-111

氏 名 日本総合住生活株式会社 大阪支社
取締役 支社長 浅見 健二

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6969-0724

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	堺市管轄内事業場
事業場の所在地	堺市管轄区域内
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	163,700 万円
③従業員数	363 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙“産業廃棄物の一連の処理の工程”のとおり

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙“管理体制図”のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設工事の木くず
	排出量	149 t	278 t
	（これまでに実施した取組） ・ 分別の推進 ・ 金属くず、紙くずを有価物処理		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設工事の木くず
	排出量	142 t	264 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 上記を継続し、適正処理に努める		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 【種類】 木くず、紙くず、金属くず、廃プラスチック類、混合廃棄物、繊維くず、がれき類、ガラス・陶磁器くず、石膏ボード、生木 【取組】 種類毎のコンテナ（スペース）を設置し、分別して保管
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 【種類】 コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片 【取組】 より細かく分別を行うよう努める

建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず	金属くず	ガラスくず等
115 t	10 t	157 t	57 t

建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず	金属くず	ガラスくず等
109 t	10 t	149 t	54 t

廃石膏ボード	がれき類	コンクリート破片	アスコン破片
2 t	48 t	49 t	179 t

廃石膏ボード	がれき類	コンクリート破片	アスコン破片
2 t	46 t	47 t	170 t

建設系混合廃棄物	石綿含有がれき類	蛍光灯	廃電気機械器具
229 t	89 t	1 t	1 t

建設系混合廃棄物	石綿含有がれき類	蛍光灯	廃電気機械器具
218 t	85 t	1 t	1 t

強アルカリ	磨石綿等 (飛散性)		
1 t	1 t	t	t

強アルカリ	磨石綿等 (飛散性)		
1 t	1 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設工事の木くず
	全処理委託量	149 t	278 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	276 t
	再生利用業者への処理委託量	149 t	278 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・電子マニフェストに対応可能な業者の選定 ・弊社独自の「業者選定チェックシート」にて業者を選定 ・年2回委託業者への現地視察を実施 ・リサイクル率の高い業者を選定 ・優良認定業者を選定		

t	t	t	t

t	t	t	t

建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず	金属くず	ガラスくず等
115 t	10 t	157 t	57 t
t	t	7 t	1 t
115 t	10 t	157 t	57 t
t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

廃石膏ボード	がれき類	コンクリート破片	アスコン破片
2 t	48 t	49 t	179 t
t	t	49 t	74 t
2 t	48 t	49 t	179 t
t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

建設系混合廃棄物	石綿含有がれき類	蛍光灯	廃電気機械器具
229 t	89 t	1 t	1 t
207 t	89 t	1 t	t
229 t	t	1 t	1 t
t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

強アルカリ	廃石綿等 (飛散性)		
1 t	1 t	t	t
1 t	1 t	t	t
1 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設工事の木くず
	全処理委託量	142 t	264 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	262 t
	再生利用業者への処理委託量	142 t	264 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
・排出廃棄物のリサイクルを推進していく			
※事務処理欄			

建設工事の繊維くず	建設工事の紙くず	金属くず	ガラスくず等
109 t	10 t	149 t	54 t
t	t	7 t	1 t
109 t	10 t	149 t	54 t
t	t	t	t
t	t	t	t

廃石膏ボード	がれき類	コンクリート破片	アスコン破片
2 t	46 t	47 t	170 t
t	t	47 t	70 t
2 t	46 t	47 t	170 t
t	t	t	t
t	t	t	t

建設系混合廃棄物	石綿含有がれき類	蛍光灯	廃電気機械器具
218 t	85 t	1 t	1 t
197 t	85 t	1 t	t
218 t	t	1 t	1 t
t	t	t	t
t	t	t	t

強アルカリ	塵石綿等 (飛散性)		
1 t	1 t	t	t
1 t	1 t	t	t
1 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。